

■ 県監査委員を拝命しました



5月7日に開催された岐阜県議会第3回臨時議会で、監査委員を拝命しました。

県が正確で、経済的、効率的かつ効果的に事務を行っているかなどの観点から1年間監査を実施します。

与えられた職務に全力で取り組んでまいります。



監査委員制度の概要

Key words 「監査委員制度」とは?

監査委員は、知事から独立した地位を認められた、地方自治法で定められる執行機関の一つです。

それぞれの監査委員は独任制の機関（各委員がそれぞれ独立して職務を行う）ですが、監査の慎重な実施と監査の社会的信頼を確保するため、監査結果の報告の決定又は意見の決定については、監査委員の合議により行っています。

■ 令和3年度6月補正予算の事業概要

● 岐阜県売上減少事業者等支援金

緊急事態宣言、まん延防止等重点措置又は岐阜県の非常事態宣言に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響により、売上が減少した事業者に対して支援金を支給します。

補助制度の概要

● 対象者

- 要請により休業・時短営業を実施している飲食店と直接・間接かつ反復継続した取引がある事業者。
- 不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けた事業者。
- 岐阜県内に事業所を有する中小法人・個人事業者等。



● 支給要件

- 2021年4月、5月、6月、それぞれの売上が、前年又は前々年に比して30%以上減少し、国の月次支援金の対象とはならないこと。

● 支給額 一月当たり 中小法人：10万円／個人事業者等：5万円

※ 詳細は岐阜県ホームページ等でご確認ください。

● 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、緊急小口資金等の特例貸付を限度額まで利用したなどの世帯で、一定の給付要件を満たす世帯に対し、下記の給付金を支給します。



● 支給月額 ◎ 単身世帯 6万円 ◎ 2人世帯 8万円 ◎ 3人以上世帯 10万円

● 申請窓口 市にお住まいの方は市の窓口へ、町・村の方は各地域の県事務所へ。

※ 申請期間は7月1日から8月31日までです。

● お問い合わせ 厚生労働省コールセンター（平日9時～17時）

TEL. 0120-46-8030

■ 岐阜県議会公明党の代表質問から

■ 新型コロナワクチン接種事業について

① 県が設置する大規模接種会場の今後の活用のあり方について、飲食店やエッセンシャルワーカーの方の接種を検討すべきでは。



答弁) 古田 岐阜県知事

● 大規模接種会場における接種の対象者は、「医療従事者、社会福祉施設等の従事者のうち未接種の者、医療機関等で実習を必要とする医療系学生、特別支援学校などの県立の学校教職員、県警察職員などとなっている。また、多くの外国人県民クラスターが発生している状況を踏まえて、ワクチン供給状況も勘案しながら、市町村接種の補完として、外国人県民への接種も実施していく。ご指摘の中小・小規模の事業者、例えば飲食店等については、まずは市町村において、方針にのっとり、「人との接触が多い職業」等の観点から優先的に接種していただくことが基本である。その上で、大規模接種会場市町村接種の補完という観点から、ワクチンの供給状況も踏まえながら、臨変に対応していくことも考えられる。

② ワクチンの打ち手の確保はどのように進められているか

答弁) 健康福祉部長

● 現在のところ、医師及び看護師を中心にはじめ確保できている。国では一定条件の下、歯科医師等による接種を認めた。これを受け現在、一部自治体において、歯科医師に接種に従事いただいている。今後、県が設置する大規模接種会場でも、市町村の接種体制に影響を及ぼすことなく接種を行うため、問診を行う医師について、県病院協会に派遣のご協力いただくとともに、歯科医師にも接種に従事いただけるよう調整を進めていく。



岐阜県が設置した大規模接種会場を視察（6月10日 岐阜産業会館）

■ 奨学金返還支援制度について

● 県内企業に対し、奨学金返還支援制度について周知と活用を促すべきでは。

答弁) 商工労働部長

● 企業による奨学金の代理返還制度は、奨学金を受けた従業員の方々の負担軽減のみならず、企業にとっても人材確保や定着率の向上を図る上で、有効な制度である。日本学生支援機構によると、現在のところ、この制度を導入している企業は、全国で85社と、必ずしも、十分な活用が進んでいるとは言えない状況。

このため、県中小企業総合人材確保センターで開催する企業向けの採用や定着支援セミナーのほか、経済団体などを通じ、制度の周知を図っていく。

Key words 「奨学金返済支援制度」とは?

各企業が社員に対して実施している貸与奨学金の返還額の一部又は全額を支援する取組について、これまでには各企業から社員の方に直接支援する方法のみでしたが、今年4月より企業から日本学生支援機構に直接送金する方法が受けられることになりました。企業は給与として損金算入することができます。

